

農業経営基盤の強化の促進に関する

基本的な構想

令和5年9月

豊 川 市

目 次

第1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1
1	概要	1
2	現状と課題	1
3	農業経営の目標	3
4	農業経営基盤の強化の方策	3
5	新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標	5
第2	農業経営の規模、生産方法、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の 類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	7
1	営農類型＜ステップアップ経営体＞	7
2	営農類型＜基幹経営体＞	9
第2の2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の 類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標	19
1	営農類型＜個別経営体＞	19
第3	第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項	22
1	農業を担う者の確保及び育成の考え方	22
2	豊川市が主体的に行う取組	22
3	関係機関との連携・役割分担の考え方	23
4	就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・ 相互提供	23
第4	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標そ の他の効率的かつ総合的な利用に関する事項	24
1	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積及び集約化 に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェアの目標	24
2	農用地の利用関係の改善に関する事項	24
第5	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	25
第5の2	農業者等による協議の場の設置	25
第5の3	地域計画の区域の設定	26
第5の4	利用権の設定等に関する事項	26
	(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件	26
	(2) 利用権の設定等の内容	28
	(3) 開発を伴う場合の措置	28
	(4) 農用地利用集積計画等の策定時期	29
	(5) 要請及び申出	29
	(6) 農用地利用集積計画等の作成	29
	(7) 農用地利用集積計画等の内容	30
	(8) 同意	31
	(9) 公告	31
	(10) 公告の効果	31
	(11) 利用権の設定等を受けた者の責務	31
	(12) 農業委員会への報告	31
	(13) 紛争の処理	32
	(14) 農用地利用集積計画等の取消し等	32
第5の5	農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の 基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	33
	(1) 農用地利用改善事業の実施の促進	33
	(2) 区域の基準	33
	(3) 農用地利用改善事業の内容	33
	(4) 農用地利用規程の内容	33
	(5) 農用地利用規程の認定	33
	(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定	34
	(7) 農用地利用改善団体の勸奨等	35
	(8) 農用地利用改善事業の指導、援助	36
第5の6	農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて 行う農作業の実施の促進に関する事項	36
	(1) 農作業の受委託の促進	36
	(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等	36
第5の7	農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関 する事項	36
第5の8	新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項	37
	(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組	37
	(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組	37
	(3) 関係機関等の役割分担	38

第5の9	その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	38
	(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携	38
	(2) 推進体制等	38
	(3) 人・農地プラン及び地域計画による担い手への農地集積・集約化の推進	39
	(4) 農地中間管理事業の推進	39
	(5) 遊休農地の発生抑制及び再生	39
第6	その他	40
別紙 1	(第 5 の 2 (1) ⑥関係)	41
別紙 2	(第 5 の 2 (2) 関係)	43

第 1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 概要

豊川市（以下「本市という。」）は、愛知県の南東部、東三河地域の中央部に位置し、周囲は豊橋市、岡崎市、新城市及び蒲郡市と隣接している。平成 18 年から平成 22 年にかけて宝飯郡 4 町と合併したことで市域は 161.14k m²となった。

地形は、北側に県立自然公園に指定されている本宮山麓が連なり、中央部から南に広がる平野部（豊橋平野）には豊川をはじめとして音羽川、西古瀬川、白川、佐奈川などの河川が市の北部山麓から南へ流れ波穏やかな三河湾へとつながっている。

気候は太平洋岸式気候に属し、平均気温は 17.4 度（令和 2 年）で 1 年を通して温暖かつ適量の降雨があり農作物の栽培に適した地域である。

農地は、豊川や白川、音羽川など河川流域の平坦地を中心に広がり、豊川用水、松原用水、牟呂用水といった農業用水が整備され、稲作をはじめとして大葉やイチゴ、バラ、スプレーギクなどの施設園芸、露地野菜など、多様で生産性の高い農業が営まれている。

大葉やバラ、スプレーギクなどはいずれも市場では高い評価を得ており、東名高速道路等を利用し、関東や関西圏を中心に北海道や九州など全国の市場に向けて出荷されている。

【参考】豊川市における重点作物

米、小麦、大豆、ハクサイ、キャベツ、ナス、ブロッコリー、自然薯、大葉、トマト、イチゴ、メロン、アスパラガス、ハーブ、輪ギク、スプレーギク、バラ、シクラメン、カキ、ミカン、イチジク、ブドウ、ナシ、乳用牛、肉用牛、豚、採卵鶏

2 現状と課題

本市の農業構造は、農業従事者の高齢化や後継者不足が恒常化しており、農業人口は年々減少傾向にある。これにより耕作面積についても担い手不足や農業に対する意欲低下などの影響で年々減少傾向にあり、結果、遊休農地の増加につながっている。

また、農業を取り巻く環境においても米価の下落や輸入拡大による農産物の価格低迷、燃料費や農業用資材等の価格高騰などにより、規模拡大に消極的な農家も見られ、農業者の所得は年々減少傾向にあり、依然厳しい状況が続いていることが、担い手不足、後継者不足の最大の要因である。

こうした状況の中、本市では豊川市農業担い手育成総合支援協議会を設立し、「就農塾」などの新規就農者受入支援事業、認定農業者及び認定新規就農者確保のための啓発・普及活動、更には農業委員会、耕作放棄地対策協議会と連携し、

農地情報の提供や遊休農地の復旧助成制度など多様な事業を行い、新規就農者を含む農業者のための総合的な支援を行っている。

今後は、更に農地の流動化による有効利用や農作業受委託などの労働力の提供の促進を図り、担い手不足や遊休農地の解消を進めながら地域の特性を活かし、それぞれの経営体としての役割分担を明確にしつつ他産業との調和を考慮した農業の発展を目指す必要がある。

3 農業経営の目標

本市は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、令和14年度の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営体として基幹経営体を育成するとともに、既に効率的かつ安定的な農業経営体の水準に達している経営体についても更なる経営強化を推進していくこととする。

具体的な経営の指標は、本市において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が下表のとおり地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得、年間労働時間の水準を実現できるものとして、これらの経営体が本市の農業生産の相当部分を担う農業構造の確立を目指す。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等についても、地域他産業従事者と概ね同等の年間労働時間の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後に農業で生計が成り立つ年間農業所得が確保できる農業経営を目指す青年等を確保・育成する。

効率的かつ安定的な農業経営の目標	年間農業所得	1人当たりの年間労働時間
	主たる従事者1名あたり 概ね400万円	概ね1,800時間
	基幹経営体あたり概ね800万円 ※主たる従事者2名として想定	
新たに農業経営を営もうとする青年等の農業経営の目標	概ね250万円	概ね2,000時間
	地域他産業従事者と概ね同等の年間総労働時間の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後に農業で生計が成り立つ実現可能な目標所得とする。	

4 農業経営基盤の強化の方策

本市は、将来の農業を担う農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営

の発展を目指すに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

まず、本市は、担い手の確保・育成を推進するため、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、東三河農林水産事務所等の関係機関により構成した豊川市農業担い手育成総合支援協議会や地域農業再生協議会を十分に機能させ、（農業委員会、農業協同組合、土地改良区、県等が役割分担を明確にした上で、十分なる相互の連携を図り）集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にする。更に、認定農業者、今後認定を受けようとする農業者、望ましい経営を目指す意欲的な農業者や生産組織及びこれら周辺農家に対して、前述の協議会が主体となつて、本市、農業委員会、農業協同組合、県等が役割分担しながら、営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行う。また、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導するとともに、経営改善に向けた取組を実践している農業者及び生産組織に対して、経営診断の実施、導入が望ましい技術の提示等、重点的な指導及び研修を実施し、経営改善の着実な実行を促進する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、規模拡大を目指す農家、農地の集団化を目指す農家及び土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農家に対しては、農業委員会を核とする農地情報バンクや農地中間管理事業の活用などを通して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権の設定等を進め、農地の集積を図る。

また、これらの流動化に関しては、農作業の効率化を図るため、土地利用調整を全市的に展開して集団化・連坦化した条件で担い手に農用地が利用集積されるよう努める。

特に、農用地の利用集積を進めるに当たっては、農地中間管理事業の積極的な活用を図るとともに、地域ごとの農用地の利用の実態に配慮して円滑な農用地の面的集積を推進する。

水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、集落営農組織の設立を目指し、地域の合意形成を促進するため、地域での話し合いを促進する。また、地域での話し合いを進めるに当たっては、法第 12 条第 1 項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた経営体（以下「認定農業者」という。）の経営改善に資するよう集落に関係する団体との役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等、地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性が具体化されていくよう、関係機関・団体と協力しながら推進していく。

なお、認定農業者等の担い手不足が見込まれる地域においては、農業協同組合、農業協同組合の出資法人、土地開発公社、集落営農組織等による農作業受託機能の強化を図るとともに、農家子弟を始め、Uターン者、新規参入者（企業等を含

む) や自家消費分の農産物だけを生産し、余った時間で自分の取り組みたい事業に取り組む(半農半X) など、意欲ある多様な担い手の就農を促進することにより、地域農業の維持発展を図る。

集落営農組織については、地域の実情に応じて農用地利用改善団体を設立し、特定農業法人制度及び特定農業団体制度による法人化・組織化に向けた指導、助言を行う。更に、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、農業協同組合の農作業受託部会と連携を密にして、農地貸借の促進と農作業受託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。また、併せて集約的な経営展開を助長するため、愛知県東三河農林水産事務所農業改良普及課(以下「愛知県東三河農業改良普及課」という。)の指導の下に、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益や新規作目の導入を推進する。

また、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけをもっている。このため、オペレータの育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

特に、中山間地域においては、農地の一体的管理を行う主体として当面集落を単位とした生産組織の育成を図り、当該組織全体の協業化・法人化を進めて特定農業法人又は特定農業団体の設立を図る。

更に、本市内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、家族経営協定の締結を通じた認定農業者など、経営参画を促進するとともに、農業委員や農業協同組合の役員等の登用や、農村生活アドバイザーによる、人・農地プラン及び地域計画の検討等、地域農業の政策・方針決定の場への参画を促進し、女性農業者が一層活躍できる環境整備を進める。

特に、法第12条第1項の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を本市の農業を支える基幹的な担い手の育成施策の中心に位置付け、認定を受けた認定農業者の計画の実現に向けて、農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても、認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとする。

このため、本市が主体となって、関係機関、関係団体に協力を求めつつ、農業経営改善計画の有効期間の中間年(3年目)及び満了年(5年目)を迎える認定農業者に対する計画の実践状況の把握、検証を確実に行うこととする。

5 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

(1) 新規就農の現状

本市の令和4年度の新規就農者は14人であり、過去3年間、ほぼ横ばいの状況となっているが、稲作を始めとして大葉やイチゴ、バラなどの施設園芸、露地

野菜など多様で生産性の高い農業が営まれている産地としての生産量の維持・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

(2) 農業経営の目標及び新規就農者の確保・育成目標

(1) に掲げる状況を踏まえ、本市は青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を設定し、新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成を図っていくものとする。

愛知県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針に掲げられた新規就農者の確保目標200人を踏まえ、本市においては年間15人の当該青年等の確保を目標とする。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた本市の取組

第1の3に示したような農業経営を営もうとする青年等を確保・育成していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については愛知県東三河農業改良普及課やひまわり農業協同組合等が重点的な指導を行うなど、関係機関・団体等が密接に連携を図り、計画的な就農を支援する。また、新規就農者に対しては、地域の組織活動への誘導を図り、地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

第2 農業経営の規模、生産方法、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に本市及び周辺市町村で展開している優良営農事例を踏まえつつ、本市における主要な営農類型についてこれに示すとともに次のとおりである。

主要な営農類型は、主たる従事者2人による経営体を想定した「基幹経営体」及び更なる所得向上を目指すモデルとして「ステップアップ経営体」を示す。

1 営農類型 【ステップアップ経営体】

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
大葉専作経営 従事者数 ・家族 3.0人 雇用労働者 26.4人	〔経営規模〕 施設 90a 〔作付面積〕 大葉 90a	〔資本設備〕 ・屋根型ハウス ・丸形鉄骨ハウス ・温風暖房機 ・トラクター ・軽トラック ・管理機 ・ハンマーカルチャー ・動力噴霧機 ・保冷库 ・ヒートポンプ ・畝たて機 ・輸送用バン	・管理会計の導入(会計管理ソフトの導入) ・労働力配分の適正化 ・パソコンによるほ場・作業管理 ・常用雇用者に対する教育と責任分担の明確化 ・短時間労働者の労務管理 ・法人化、就業規則の整備 ・社会保険等の加入 ・コンプライアンスの徹底 ・雇用労働力の周年活用	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・雇用労働者の安定確保
		〔導入が望ましい経営形態及び生産管理等〕 ・年2作、周年栽培	・雇用管理能力の向上により、単位面積あたりの収量安定	
バラ専作経営 従事者数 ・家族2.5人 ・雇用労働者 9.5人	〔経営規模〕 施設 100a 〔作付面積〕 バラ 100a	〔資本設備〕 ・ガラス温室 ・硬質フィルムハウス ・作業場・倉庫 ・保湿カーテン ・自動防除機 ・ロックウール ・ヒートポンプ ・温風暖房機 ・循環扇 ・炭酸ガス発生機 ・冷蔵庫 ・環境測定装置 ・特装トラック ・養液循環設備	・管理会計の導入(会計管理ソフトの導入) ・パソコンによるほ場・作業管理 ・常用雇用者に対する教育と責任分担の明確化 ・短時間労働者の労務管理 ・法人化、就業規則の整備 ・社会保険等の加入 ・コンプライアンスの徹底	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・雇用労働者の安定確保
		〔導入が望ましい経営形態及び生産管理等〕 ・ロックウール栽培、スタンダード品種とスプレー品種の割合は半々 ・栽植密度は20株/坪、接ぎ木苗を使用、年20aづつ改植 ・樹形管理はアーチングが基本	・暖房はヒートポンプと温風暖房機も使用、ヒートポンプは夜冷でも使用 ・養液は掛け流し式、全施設で炭酸ガスを施用	

1 営農類型 【ステップアップ経営体】

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方式	農業従事の態様
酪農専業経営 従事者数 ・家族2.5人	〔飼養頭数〕 乳牛 80頭	〔資本設備〕 ・牛舎2棟 ・飼料用倉庫 ・ふん乾燥ハウス ・堆肥舎 ・乳牛購入80頭 ・排水処理施設 ・ミルクングパーラ ・糞尿攪拌機 ・バルククーラ ・ほ乳ロボット ・TMRミキサー ・ホイルローダ ・ダンプトラック 〔導入が望ましい経営形態及び生産管理等〕 ・個体管理による精密管理 ・衛生管理の徹底 ・自家育成や預託システムによる後継牛の確保 ・装置化による省力化	・管理会計の導入(会計管理ソフトの導入) ・常用雇用者に対する教育と責任分担の明確化 ・短時間労働者の労務管理 ・法人化、就業規則の整備 ・社会保険等の加入 ・コンプライアンスの徹底(家畜伝染病予防法、牛トレーサビリティ法、家畜排せつ物法等) ・暑熱対策による生産の安定化 ・乳牛の長命連産化 ・性別別精液利用による計画的な後継牛の確保 ・黒毛和種受精卵移植による付加価値 ・良品質たい肥の生産	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・ヘルパー利用
養豚専業経営(一貫経営) 従事者数 ・家族2.5人 ・給与受給者(短時間) 1.0人	〔飼養頭数〕 母豚頭数 150頭	〔資本設備〕 ・分娩舎 ・育成舎 ・肉豚舎 ・母豚舎 ・倉庫 ・浄化槽 ・ふん発酵施設 ・トラック ・ダンプトラック ・ホイルローダ ・繁殖雄豚 ・繁殖雌豚 〔導入が望ましい経営形態及び生産管理等〕 ・個体管理による精密管理を優先 ・良品質堆肥の生産 ・衛生管理の徹底 ・未利用資源や飼料米の利用	・計数管理の実施 ・管理会計の導入(会計管理ソフトの導入) ・法人化、就業規則の整備 ・常用雇用者に対する教育と責任分担の明確化 ・短時間労働者の労務管理 ・社会保険等の加入 ・コンプライアンスの徹底(家畜伝染病予防法、家畜排せつ物法等) ・哺乳期間、肥育日数の短縮 ・離乳子豚頭数の確保 ・人工授精の利用	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・雇用労働者の安定確保
採卵鶏専業経営(省力管理経営) 従事者数 ・家族2.5人 ・給与受給者(短時間) 4.4人	〔飼養羽数〕 80,000羽	〔資本設備〕 ・成鶏舎・施設 ・集卵庫・倉庫 ・ファームパッカー ・2トントラック ・軽トラック ・ショベルローダー ・フォークリフト ・自動販売機 ・鶏ふん発酵施設 ・鶏ふん袋詰機 〔導入が望ましい経営形態及び生産管理等〕 ・衛生管理の徹底 ・良品質堆肥の生産	・管理会計の導入(会計管理ソフトの導入) ・労働力配分の適正化 ・常用雇用者に対する教育と責任分担の明確化 ・短時間労働者の労務管理 ・法人化、就業規則の整備 ・社会保険等の加入 ・コンプライアンスの徹底(家畜伝染病予防法、家畜排せつ物法等) ・小商圏での生販一体型高収益経営 ・飼料用米の使用	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・雇用労働者の安定確保

2 営農類型 【基幹経営体】

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方式	農業従事の態様
水稻専作経営 従事者数 ・家族2.0人 ・雇用労働者 0.5人	〔経営規模〕 水田 55ha 〔作付面積〕 水稻移植 23ha 作業受託 15ha 飼料米 17ha	〔資本設備〕 ・トラクター (60ps) ・トラクター (80ps) ・田植え機8条 ・自脱型コンバイン ・乗用管理機 ・トラック2t ・トラック4t ・軽トラック ・V溝播種機AD10 ・ブロードキャスター ・ミキサー ・溝きり機 ・フォークリフト ・ロータリー ・畦塗り機 ・ハロー ・ブームモア ・農舎・育苗施設 ・播種プラント ・アタッチメント等 ・鎮圧機 〔導入が望ましい経営形態及び生産管理等〕 ・飼料用米により米の生産調整を実施 ・乾燥調製はJAの共同利用施設に委託	・管理会計の導入(会計管理ソフトの導入) ・労務管理(雇用、人材育成等)の徹底(労務管理ソフトの導入) ・家族経営協定の締結 ・法人化の検討と就業規則の整備 ・圃場管理システムによる作業管理 ・V溝直播栽培技術(浅耕鎮圧)を導入	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・雇用労働者の安定確保
水稻・麦・大豆 作経営 従事者数 家族2.0人 雇用労働者 1人	〔経営規模〕 水田 60ha 〔作付面積〕 水稻移植 20ha 水稻直播 8ha 小麦 12ha 作業受託 15ha 飼料用米 5ha	〔資本設備〕 ・トラクター (60PS) ・トラクター (80PS) ・田植機8条 ・自脱型コンバイン ・汎用型コンバイン ・乗用管理機 ・トラック2t ・トラック4t ・軽トラック ・大豆播種機 ・V溝播種機AD10 ・麦ドリルシーダー ・ブロードキャスター ・ミキサー ・溝きり機 ・溝堀機(転作用) ・フォークリフト ・ロータリー ・畦塗り機 ・ハロー 〔導入が望ましい経営形態及び生産管理等〕 ・小麦・飼料用米(主食用品種)により生産調整を実施 ・乾燥調製はJAの共同利用施設に委託	・管理会計の導入(会計管理ソフトの導入) ・労務管理(雇用、人材育成等)の徹底(労務管理ソフトの導入) ・家族経営協定の締結 ・法人化の検討と就業規則の整備 ・圃場管理システムによる作業管理 ・V溝直播栽培技術(浅耕鎮圧)を導入	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・雇用労働者の安定確保

2 営農類型 【基幹経営体】

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方式	農業従事の態様
大葉専作経営 従事者数 ・家族 2.5人 ・雇用労働者 13.3人	〔経営規模〕 施設 50a 〔作付面積〕 大葉 50a	〔資本設備〕 ・屋根型ハウス ・丸型鉄骨ハウス ・温風暖房機 ・ヒートポンプ ・作業場 ・トラクター ・輸送用バン ・軽トラック ・畝立て機 ・管理機 ・ハンマーカルチャー ・動力噴霧機 ・保冷库 〔導入が望ましい経営形態・生産管理等〕 ・年2作体系 ・雇用管理能力向上により、単位面積あたりの収量安定	・管理会計の導入(会計管理ソフトの導入) ・家族経営協定の締結 ・法人化の検討、就業規則の整備 ・労務管理(雇用。人材育成等)の徹底(労務管理ソフトの導入)	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・雇用労働者の安定確保
食用ぎく専作経営 従事者数 ・家族2.5人 ・雇用労働者	〔経営規模〕 施設 55a 〔作付面積〕 食用ぎく 55a	〔資本設備〕 ・屋根型ハウス ・丸型鉄骨ハウス ・パイプハウス ・温室 55a ・温風暖房機 ・作業場 ・トラクター ・軽バン ・軽トラック ・畝立て機 ・管理機 ・ハンマーカルチャー ・動力噴霧機 ・保冷库 〔導入が望ましい経営形態及び生産管理等〕 ・管理作業の自動化・省力化 ・耕種の防除による農薬使用を削減した栽培	・管理会計の導入(会計管理ソフトの導入) ・家族経営協定の締結 ・法人化の検討、就業規則の整備 ・労務管理(雇用。人材育成等)の徹底(労務管理ソフトの導入)	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・雇用労働者の安定確保
イチゴ専作経営 従事者数 ・家族2.5人 ・雇用労働者 2.0人	〔経営規模〕 施設 40a 〔作付面積〕 夜冷イチゴ 20a 促成イチゴ 20a	〔資本設備〕 ・ビニルハウス ・育苗ハウス ・温風暖房機 ・炭酸ガス発生装置 ・軽バン ・動力噴霧器 ・予冷库 ・短日夜冷装置 ・高設栽培システム ・作業場 ・空中採苗システム 〔導入が望ましい経営形態及び生産管理等〕 超促成栽培20a+促成栽培20a(高設栽培) ・自家育苗 ・炭酸ガス施用	・管理会計の導入(会計管理ソフトの導入) ・家族経営協定の締結 ・法人化の検討、就業規則の整備 ・労務管理(雇用。人材育成等)の徹底(労務管理ソフトの導入)	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・雇用労働者の安定確保

2 営農類型 【基幹経営体】

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方式	農業従事の態様
トマト専作経営 従事者数 ・家族 2.5人	〔経営規模〕 施設 42a 〔作付面積〕 促成長期 23a 抑制 19a 促成 19a	〔資本設備〕 ・高軒高ハウス ・普通軒ハウス ・養液栽培システム ・動力噴霧器 ・温風暖房機 ・炭酸ガス発生装置 ・ミスト装置 ・統合環境制御システム ・軽トラック ・トラック ・倉庫兼作業場 ・カーテン ・環境モニタリング	・管理会計の導入(会計管理ソフトの導入) ・家族経営協定の締結 ・労務管理(雇用。人材育成等)の徹底(労務管理ソフトの導入)	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入
		〔導入が望ましい経営形態・生産管理等〕 ・促成長期栽培は高軒施設によるハイワイヤー誘引 ・促成長期作型、年2作型(養液栽培)	・レギュラー出荷 ・購入苗の利用(セルレイ、クローブロック) ・共同機械選果・出荷場の利用 ・環境制御技術の利用	
ミニトマト専作経営 従事者数 ・家族 2.5人 ・雇用労働者 2.7人	〔経営規模〕 施設 30a 〔作付面積〕 促成長期 30a	〔資本設備〕 ・硬質フィルムハウス ・養液システム ・ヒートポンプ ・暖房機 ・カーテン ・作業場 ・動力噴霧器 ・普通車バン ・トラック ・軽トラック ・重量選果機 ・ミスト装置 ・炭酸ガス発生機 ・給液管理装置 ・環境モニタリング装置 ・パソコン	・管理会計の導入(会計管理ソフトの導入) ・家族経営協定の締結 ・労務管理(雇用。人材育成等)の徹底(労務管理ソフトの導入)	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・雇用労働者の安定確保
		〔導入が望ましい経営形態及び生産管理等〕 ・促成長期1作型(高軒型ハウス) ・購入苗の利用(グローブラック2本植え、強勢台木)	・環境制御技術の導入 ・養液システムの導入(単肥配合)	
トマト・メロン経営 従事者数 ・家族 2人 ・雇用労働者 1人	〔経営規模〕 施設 40a 〔作付面積〕 促成トマト 20a 半促成 20a トマト 20a 抑制トマト 20a メロン 20a	〔資本設備〕 ・硬質フィルムハウス ・トラクター ・トラック ・軽トラック ・管理機 ・動力噴霧機 ・作業場 ・暖房機	・管理会計の導入(会計管理ソフトの導入) ・家族経営協定の締結 ・法人化の検討、就業規則の整備 ・労務管理(雇用。人材育成等)の徹底(労務管理ソフトの導入)	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・雇用労働者の安定確保
		〔導入が望ましい経営形態及び生産管理等〕 ・促成トマト＋メロン ・トマト選果場利用		

2 営農類型 【基幹経営体】

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方式	農業従事の態様
キャベツ専作経営 従事者数 ・家族 2.5人	〔経営規模〕 露地 480a 〔作付面積〕 秋冬キャベツ 350a 春夏キャベツ 130a	〔資本設備〕 ・作業場 ・育苗ハウス ・トラクター(65ps) ・トラクター(28ps) ・移植機 ・アタッチメント ・施薬機 ・管理機 ・動力噴霧機 ・スプリンクラー ・収穫台車 ・封函機 ・トラック ・軽トラック ・施肥機	・管理会計の導入(会計管理ソフトの導入) ・家族経営協定の締結 ・法人化の検討、就業規則の整備 ・労務管理(雇用。人材育成等)の徹底(労務管理ソフトの導入)	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・雇用労働力の安定確保
		〔導入が望ましい経営形態及び生産管理等〕 ・自作地250a+借入地100a ・JA播種事業を利用		
バラ専作経営 従事者数 ・家族2.5人 ・雇用労働者 3.5人	〔経営規模〕 施設 50a 〔作付面積〕 バラ 50a	〔資本設備〕 ・ガラス温室 ・硬質フィルムハウス ・作業場・倉庫 ・保湿カーテン ・自動防除機 ・ロックウール ・養液循環設備 ・ヒートポンプ ・温風暖房機 ・循環扇 ・動力噴霧器 ・炭酸ガス発生機 ・冷蔵庫 ・環境測定器 ・トラック	・管理会計の導入(会計管理ソフトの導入) ・家族経営協定の締結 ・法人化の検討、就業規則の整備 ・労務管理(雇用。人材育成等)の徹底(労務管理ソフトの導入)	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・雇用労働者の安定確保
		〔導入が望ましい経営形態及び生産管理等〕 ・ロックウール栽培、スタンダード品種とスプレー品種の割合は半々 ・単収は320本/坪で試算 ・栽植密度は20株/坪、接ぎ木苗を使用、年10aづつ改植	・樹形管理はアーチングが基本 ・暖房はヒートポンプと温風暖房機を併用、ヒートポンプは夜冷でも使用 ・養液は掛け流し式、全施設で炭酸ガスを施用	

2 営農類型 【基幹経営体】

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方式	農業従事の態様
ガーベラ専作経営 従事者数 ・家族 3人 ・雇用労働者 3人	〔経営規模〕 施設 45a	〔資本設備〕 ・ 硬質フィルムハウス ・ POハウス ・ 作業場・倉庫 ・ 軽トラック ・ 管理機 ・ 冷蔵庫 ・ 梱包装置 ・ 動力噴霧機 ・ 暖房機 ・ 高設ポット養液栽培システム ・ 炭酸ガス発生機	・ 管理会計の導入(会計管理ソフトの導入) ・ 家族経営協定の締結 ・ 法人化の検討、就業規則の整備 ・ 労務管理(雇用。人材育成等)の徹底(労務管理ソフトの導入)	・ 家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・ 雇用労働者の安定確保
	〔作付面積〕 ガーベラ 45a	〔導入が望ましい経営形態・生産管理等〕 ・ 高設ポットによる隔離栽培 ・ 養液栽培(ヤシがら培地)		
輪ギク専作経営 従事者数 ・家族2.5人 ・雇用労働者 0.7人	〔経営規模〕 施設 40a	〔資本設備〕 ガラス室 ・ 硬質フィルムハウス ・ POハウス ・ 自走式防除機 ・ 管理機 ・ トラクター ・ トラック ・ 作業場・倉庫 ・ 暖房機 ・ 頭上灌水装置 ・ 循環扇 ・ 動力噴霧機 ・ 選花機 ・ 結束機	・ 管理会計の導入(会計管理ソフトの導入) ・ 家族経営協定の締結 ・ 法人化の検討、就業規則の整備 ・ 労務管理(雇用。人材育成等)の徹底(労務管理ソフトの導入)	・ 家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・ 雇用労働者の安定確保
	〔作付面積〕 輪ギク 40a	〔導入が望ましい経営形態及び生産管理等〕 ・ 年2.5作、125本/坪、作 ・ 主要品種の絞り込み、大ロット化・ 均一な生産と確実な業務筋への提供 ・ 冬季 低温伸長・開花性品種、夏季 無側枝性品種 ・ 発根苗定植、苗購入(必要量の1/3) ・ 摘心栽培 2本/株 ・ 全室シェードあり ・ 選花機、自動防除機の使用		

2 営農類型 【基幹経営体】

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方式	農業従事の態様
スプレーギク専作経営 従事者数 ・家族2.5人 ・雇用労働者1.0人	〔経営規模〕施設 〔作付面積〕スプレーギク	35a 〔資本設備〕 ・ガラス温室 ・硬質フィルムハウス ・自走式防除機 ・管理機 35a ・トラック ・作業場・倉庫 ・暖房機 ・頭上灌水装置 ・ヒートポンプ ・炭酸ガス発生機 ・トラクター ・冷蔵庫 ・花ロボ選花機 ・循環扇	・管理会計の導入(会計管理ソフトの導入) ・家族経営協定の締結 ・法人化の検討、就業規則の整備 ・労務管理(雇用。人材育成等)の徹底(労務管理ソフトの導入) ・	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・雇用労働者の安定確保
		〔導入が望ましい経営形態及び生産管理等〕 ・ソイルブロック育苗 ・年3作(ピンチ栽培 夏1作、ノーピンチ栽培、秋から春2作) ・懸架式防除機 ・炭酸ガス施用 ・花ロボ選花機導入	・ヒートポンプ6馬力×4台/10a ・蛍光灯電照、環境制御、変温管理 ・ヒートポンプとのハイブリッド暖房 ・140本/坪/作 ・自家育苗(夏秋系親株用に購入3,000本)	
コチョウラン専作経営 従事者数 ・家族2.5人 ・雇用労働者5.1人	〔経営規模〕施設 〔作付面積〕コチョウラン	30a 〔資本設備〕 ・ガラス温室 ・作業場・倉庫 30a ・ベンチ ・カーテン ・暖房機 ・ヒートポンプ ・軽トラック ・トラック ・循環扇 ・ミスト加湿器 ・パソコン・環境測定機 ・動力噴霧器	・管理会計の導入(会計管理ソフトの導入) ・家族経営協定の締結 ・法人化の検討、就業規則の整備 ・労務管理(雇用。人材育成等)の徹底(労務管理ソフトの導入)	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・雇用労働者の安定確保
		〔導入が望ましい経営形態及び生産管理等〕 ・周年安定生産と作期短縮による回転率の向上 ・大輪系コチョウラン専作、8号鉢に3株寄せ植え ・液化炭酸ガス施用	・大苗輸入による作期短縮(入荷してから5か月半で出荷、ロスは0.65%) ・ヒートポンプによる冷房(花芽分化用)及び暖房 大輪3回転/年	

2 営農類型 【基幹経営体】

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方式	農業従事の態様
観葉専作経営 (ポット観葉)	〔経営規模〕 施設 30a	〔資本設備〕 ・ガラス温室 ・保湿カーテン ・温湯暖房機 ・ヒートポンプ ・パット&ファン ・トラック ・動力噴霧器 ・循環扇 ・ベンチ ・作業所・倉庫	・管理会計の導入(会計管理ソフトの導入) ・家族経営協定の締結 ・法人化の検討、就業規則の整備 ・労務管理(雇用。人材育成等)の徹底(労務管理ソフトの導入)	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・雇用労働者の安定確保
従事者数 ・家族 2.5人 ・雇用労働者 1.1人	〔作付面積〕 ポット観葉 30a	〔導入が望ましい経営形態及び生産管理等〕 ・単収は180ポット/坪、年1.5回転 ・ポット観葉(3号、ヘデラ)、個人出荷 ・冬季は、ヒートポンプ、温湯暖房機併用 ・手かん水、頭上かん水併用 ・夏季:日中、一部パット&ファン、夜間ヒートポンプ使用 ・出荷場と併用する作業場をガラス温室内に設置		
鉢花専作経営 (シクラメン・ポットカーネーション)	〔経営規模〕 施設 60a	〔資本設備〕 ・ガラス温室 ・硬質フィルムハウス ・作業場・倉庫 ・動力噴霧器 ・トラック ・軽トラック ・冷蔵庫 ・暖房機 ・ポットティングマシン ・底面給水装置 ・ミキサー ・ショベルローダー	・管理会計の導入(会計管理ソフトの導入) ・家族経営協定の締結 ・法人化の検討、就業規則の整備 ・労務管理(雇用。人材育成等)の徹底(労務管理ソフトの導入)	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・雇用労働者の安定確保
従事者数 ・家族 2.5人 ・雇用労働者 2.0人	〔作付面積〕 シクラメン 30a ポットカーネーション 30a	〔導入が望ましい経営形態及び生産管理等〕 ・自家播種(シクラメン)、購入苗(ポットカーネーション) ・台車輸送 ・エブアンドフローにかん水省力化		

2 営農類型 【基幹経営体】

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方式	農業従事の態様
ミカン専作経営 従事者数 ・家族 2.5人 ・雇用労働者 1.5人	〔経営規模〕 施設 150a 露地 80a 〔作付面積〕 ハウスミカン 60a ハウス不知火 10a ハウスせとか 10a 露地ミカン 50a 露地マルチミカン 20a	〔資本設備〕 ・作業場 ・軽トラック ・トラック ・動力噴霧器 ・管理機 ・オーガー ・ビニルハウス ・暖房機 ・ヒートポンプ ・循環扇 ・炭酸ガス発生装置 ・環境モニタリング装置 ・選果機 ・樹上かん水施設 ・剪定枝粉碎機	・管理会計の導入(会計管理ソフトの導入) ・家族経営協定の締結 ・法人化の検討、就業規則の整備 ・労務管理(雇用。人材育成等)の徹底(労務管理ソフトの導入)	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・雇用労働者の安定確保
		〔導入が望ましい経営形態及び生産管理等〕 ・ハウスミカンを主体に、ハウス中晩柑、露地ミカン、(露地)マルチミカンを組み合わせる ・土壌改良による収量増加 ・ヒートポンプ式エアコンの導入と施設の多層被覆化 ・露地ミカンは一部マルチ栽培による高品質化	・非破壊センサー付きの共撰組織によるブランド化 ・遊休施設の受委託 ・炭酸ガスの効率的利用による収量の向上 ・雇用労賃:時給1,000円	
イチジク主体経営 従事者数 ・家族 2.5人	〔経営規模〕 施設 30a 露地 60a 〔作付面積〕 ハウスイチジク 30a 露地ミカン 40a 露地中晩柑 20a	〔資本設備〕 ・作業場 ・鉄骨丸型ハウス ・軽トラック ・動力噴霧器 ・管理機 ・暖房機	・管理会計の導入(会計管理ソフトの導入) ・家族経営協定の締結	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入
		〔導入が望ましい経営形態及び生産管理等〕 ・栽培地の集積による作業の効率化 ・露地ミカンは一部マルチ栽培による高品質化	・ハウスイチジクは、4月～9月出荷 ・共選共販	
ブドウ専作経営 従事者数 ・家族 2.0人	〔経営規模〕 施設 30a 露地 40a 〔作付面積〕 無加湿巨峰 20a 無加湿シャインマスカット 10a 露地巨峰 20a 露地シャインマスカット 20a	〔資本設備〕 ・ブドウ簡易ハウス ・果樹棚 ・作業場 ・軽トラック ・トラック ・SS ・トラクター ・運搬機	・管理会計の導入(会計管理ソフトの導入) ・家族経営協定の締結	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入
		〔導入が望ましい経営形態及び生産管理等〕 ・種なし栽培、ジベレリン1回処理、平 行整枝短幹せん定 ・出荷体制:持ち寄り共撰	・ハウス:無加湿二重被覆栽培 ・雇用:摘粒・温袋かけ及び出荷調整に利用	

2 営農類型 【基幹経営体】

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方式	農業従事の態様
ナシ・カキ経営 従事者数 ・家族 2.5人 ・雇用労働者 0.3人	〔経営規模〕 樹園地 260a 〔作付面積〕 極早生・幸水 40a 豊水・あきづき・新高 40a 次郎 120a 富有 60a	〔資本設備〕 ・ ナシ棚 ・ 倉庫 ・ 軽トラック ・ トラック ・ トラクター ・ 乗用草刈機 ・ SS ・ 運搬車	・ 管理会計の導入(会計管理ソフトの導入) ・ 家族経営協定の締結 ・ 労務管理(雇用。人材育成等)の徹底(労務管理ソフトの導入) 〔導入が望ましい経営形態及び生産管理等〕 ・ 出荷は個撰共販 ・ ナシは有袋栽培による農薬散布削減 ・ SS等の導入による徹底した省力化 ・ 幸水は熟期促進処理実施	・ 家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・ 雇用労働者の安定確保
酪農専業経営 従事者数 ・家族 2.5人	〔飼養頭数〕 経産牛 50頭	〔資本設備〕 ・ 牛舎2棟 ・ 飼料用倉庫 ・ ふん乾燥ハウス ・ 堆肥舎 ・ 乳牛50頭(預託育成) ・ パイプライン ・ 糞尿攪拌機 ・ バルククーラ ・ ホイルローダ ・ ダンプトラック ・ 給餌機	・ 管理会計の導入(会計管理ソフトの導入) ・ 計数管理の実施 ・ 家族経営協定の締結 ・ コンプライアンスの徹底(家畜伝染病予防法、牛トレーサビリティ法、家畜排せつ物法等) ・ 法人化の検討、就業規則の整備 〔導入が望ましい経営形態及び生産管理等〕 ・ 乳牛の長命連産化を図り、乳質の維持と個体乳量の安定を図る。 ・ 稲WCS等地域粗飼料を活用する。	・ 家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・ ヘルパー利用
肉用牛専業経営(肥育経営) 従事者数 ・家族 2.5人	〔飼養頭数〕 肉用牛 250頭	〔資本設備〕 ・ 牛舎 ・ 牛舎(子牛舎) ・ 倉庫 ・ 堆肥舎 ・ ホイルローダ ・ ダンプトラック ・ 自動給餌機 ・ トラクター ・ テーダレーキ ・ ロールペーラー ・ トラック	・ 管理会計の導入(会計管理ソフトの導入) ・ 法人化の検討、就業規則の整備 ・ 家族経営協定の締結 ・ コンプライアンスの徹底(家畜伝染病予防法、牛トレーサビリティ法、家畜排せつ物法等) 〔導入が望ましい経営形態及び生産管理等〕 ・ 省力化機械の導入 ・ 生産環境の適正化 ・ 飼料期別給与技術の導入 ・ 良質堆肥の生産 ・ 衛生管理の徹底 ・ 2ヵ月齢で導入、26ヵ月齢まで24ヵ月間の肥育 ・ 粗飼料の1割を収集した国産稲わらを利用する。 ・ 肥育牛は交雑牛とする。	・ 家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入

2 営農類型 【基幹経営体】

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方式	農業従事の態様
養豚専業経営 (一貫経営) 従事者数 ・家族 2人	〔飼養頭数〕 母豚頭数 100頭	〔資本設備〕 ・分娩舎 ・育成舎 ・肉豚舎 ・母豚舎 ・倉庫 ・浄化槽 ・ふん発酵施設 ・トラック ・ダンプ ・ショベルローダー ・繁殖雄豚 ・繁殖雌豚 〔導入が望ましい経営形態及び生産管理等〕 ・種豚は県の系統豚を使用 ・リサイクル飼料、飼料米等、国産自給飼料の利用を促進(5～7%)	・管理会計の導入(会計管理ソフトの導入) ・計数管理の実施 ・家族経営協定の締結 ・コンプライアンスの徹底(家畜伝染病予防法、家畜排せつ物法等) ・法人化の検討、就業規則の整備 ・ベンチマーキングの取組 ・人工授精の導入により、繁殖用雄豚の飼養頭数の削減 ・豚熱対策費用を診療衛生費と諸材料費に加算	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・雇用労働者の安定確保
採卵養鶏専業経営 従事者数 ・家族 2.0人 ・給与受給者(短時間) 0.8人	〔飼養羽数〕 採卵鶏 30,000羽	〔資本設備〕 ・成鶏舎・施設 ・集卵庫・倉庫 ・洗卵選別機 ・自動販売機 ・ワゴン車 ・鶏ふん発酵施設 ・ダンプ ・ショベルローダー ・鶏ふん袋詰め機 〔導入が望ましい経営形態及び生産管理等〕 ・大雛導入 ・卵価:201円/kg	・販売・顧客管理ソフトの導入 ・管理会計の導入(会計管理ソフトの導入) ・計数管理の実施 ・家族経営協定の締結 ・コンプライアンスの徹底(家畜伝染病予防法、家畜排せつ物法等) ・法人化の検討、就業規則の整備 ・労務管理(雇用、人材育成等)の徹底(労務管理ソフトの導入) ・販売・顧客管理ソフトの導入	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1の3に示した農業経営の目標実現のため、新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標として、近年、本市及び周辺市町村において非農家出身者による新規参入実績があるとともに、地域における受入支援や販売の体制が整っており、目標とする所得を達成し、定着することができる見込みが高い営農類型を示すと次のとおりである。

1 営農類型 【個別経営体】

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方式	農業従事の態様
キャベツ主体経営	〔経営規模〕 畑 130a	〔資本設備〕 ・トラクター (25ps) 1台 ・全自動移植機 1台 ・ロータリ 1台 ・畝立整型機 1台 ・ブラウ 1台 ・中耕管理機 1台 ・動力噴霧器 1台 ・スプリンクラー 5セット ・収穫台車 1台 ・軽トラック 2台 ・倉庫兼作業場 100㎡	・規模拡大を目指した経営分析の実施 ・省力機械の取得(中古含む)	・作業労力の分散 ・雇用の導入検討
従事者数 ・家族 1.5人 ・雇用労働者 0.3人	〔作付面積〕 キャベツ 130a スイートコーン 60a	〔導入が望ましい経営形態及び生産管理等〕 ・連作障害対策の実施 ・JA共選共販体制に即した生産と販売		
ナス専作経営 (夏秋ナス)	〔経営規模〕 畑 20a	〔資本設備〕 ・軽トラック 1台 ・作業場 50㎡ ・畝立・中耕管理機 1台 ・動力噴霧機 1台 ・灌水装置 1式 ・刈払機 1台 ・防風ネット・支柱 1式 ・トラクタ20ps (中古) 1台	・規模拡大を目指した経営分析の実施	・作業労力の分散 ・雇用の導入
従事者数 ・家族 1.5人 ・雇用労働者 0.5人	〔作付面積〕 ナス 20a	〔導入が望ましい経営形態及び生産管理等〕 ・獣害対策の実施 ・JA共選共販体制に即した生産と販売		

1 営農類型 【個別経営体】

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方式	農業従事の態様
ミニトマト専作経営 従事者数 ・家族 1.5人	〔経営規模〕 畑 10a	〔資本設備〕 ・ビニルハウス（中古） 1,000㎡ ・養液土耕システム 1式 ・温風暖房機（中古） 1台 ・作業場 50㎡	・経営分析の実施	・作業労力の分散 ・雇用の導入検討
	〔作付面積〕 ミニトマト 10a	・動力噴霧機（中古） 1台 ・軽トラック 1台 ・重量選果機（中古） 1台 ・トラクタ（20ps）（中古） 1台 ・畝立管理機（中古） 1台	〔導入が望ましい経営形態及び生産管理等〕 ・促成長期作型 ・出荷調整用の作業場 ・収穫ピークの労力導入 ・JA共選共販体制に即した生産と販売	
イチゴ専作経営 従事者数 ・家族 1.0人 ・雇用労働者 2.0人	〔経営規模〕 畑 15a	〔資本設備〕 ・ビニルハウス（賃貸） 1,500㎡ ・育苗ハウス（賃貸） 250㎡ ・高設栽培地システム 1,500㎡	・規模拡大を目指した経営分析の実施 ・省力機械の取得（中古含む）	・作業労力の分散 ・雇用の導入
	〔作付面積〕 イチゴ 15a	・空中採苗システム 250㎡ ・温風暖房機 1台 ・予冷库 1台 ・動力噴霧機 1台 ・軽トラック 1台 ・炭酸ガス施用装置 1台 ・作業場（賃貸） 20㎡	〔導入が望ましい経営形態及び生産管理等〕 ・基本的栽培技術習得、品質向上 ・適期作業の励行 ・JA共選共販体制に即した生産と販売	
イチジク専作経営 従事者数 ・家族 1.0人 ・雇用労働者 0.1人	〔経営規模〕 畑 25a	〔資本設備〕 ・ハウス 10a ・灌水施設 15a ・収穫台車 1台 ・軽トラック 1台	・規模拡大を目指した経営分析の実施	・作業労力の分散 ・雇用の導入
	〔作付面積〕 露地イチジク 15a 施設イチジク 10a	・動力噴霧機 1台 ・暖房機 1台 ・作業場	〔導入が望ましい経営形態及び生産管理等〕 ・基本的栽培技術習得、品質向上 ・農協共選共販体制に即した生産と販売 ・適期作業の励行 ・連作障害対策の実施	

1 営農類型 【個別経営体】

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方式	農業従事の態様
ブロッコリー 主体経営 従事者数 ・家族 1.5人	〔経営規模〕 畑 90a 〔作付面積〕 冬ブロッコリー 80a 春ブロッコリー 10a スイートコーン 20a オクラ 3a 赤しそ 4a	〔資本設備〕 ・トラクター（25ps） 1台 ・全自動移植機 1台 ・ロータリ 1台 ・ブラウ 1台 ・施薬機 1台 ・管理機 1台 ・播種機 1台 ・動力噴霧機 1台 ・スプリンクラー 5セット ・収穫台車 1台 ・トラック 1台 ・軽トラック 1台 ・倉庫兼作業場 100㎡ ・育苗ハウス 150㎡	・規模拡大を目指した経営分析の実施	・作業労力の分散 ・雇用の導入検討
		〔導入が望ましい経営形態及び生産管理等〕 ・省力機械の取得（中古を含む） ・JA共選共販体制に即した生産と販売	・堆肥による土作り（2年に1回） ・スイートコーンは直まきマルチ栽培	
アスパラガス 経営（ハウス） 従事者数 ・家族 1.5人 ・雇用労働者	〔経営規模〕 畑 21a 〔作付面積〕 アスパラガス 21a	〔資本設備〕 ・管理機 1台 ・軽トラック 1台 ・動力噴霧機 1台 ・倉庫兼作業場 100㎡ ・ビニールハウス 21a	・規模拡大を目指した経営分析の実施 ・栽培日誌の記帳	・作業労力の分散 ・雇用の導入 ・PCの活用
		〔導入が望ましい経営形態及び生産管理等〕 ・省力機械の取得（中古を含む） ・基本的栽培技術習得、品質向上 ・適期作業の励行 ・貸施設の利用による経費削減	・農協共選共販体制に即した生産と販売 ・堆肥による土作り	
トマト専作経営 従事者数 ・家族 1.5人	〔経営規模〕 畑 20a 〔作付面積〕 トマト 20a	〔資本設備〕 ・ビニールハウス 20a ・養液栽培装置一式 1,800㎡ ・暖房機300型 2台 ・作業場 30㎡ ・動力噴霧機 1台 ・トラック（1t） 1台 ・選果機	・経営分析の実施	・作業労力の分散 ・雇用の導入検討
		〔導入が望ましい経営形態及び生産管理等〕 ・栽培施設の取得（中古を含む） ・JA共選共販体制に即した生産と販売 ・連作障害対策の実施	・養液土耕栽培システムの導入 ・単肥配合によるコスト削減 ・購入苗（接木苗）の使用 ・ICTによる環境制御技術の導入	

第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

本市において、農産物を安定的に生産し続けるためには、農業経営の継続・発展を目指す意欲的な経営体等の担い手を支援し、経営感覚に優れた基幹経営体、次代の基幹経営体を目指す新規就農者及び基幹経営体を支える青年農業者及び女性農業者等を確保し育成していく必要がある。

このため、第1の「農業経営基盤の強化の促進に関する目標」に即して、基幹経営体や新規就農者が主体性と創意工夫を発揮した経営を展開できるよう重点的に支援する。

また、新規就農希望者が市内の各地域で安心して就農し定着することが出来るよう、関係機関と連携して一貫した支援を実施する。

さらに、生産現場に必要な人材の確保に向け、関係機関との連携により、他産業退職者、高齢者、障害者等の多様な人材の活用を推進する。

加えて、生産現場の人手不足や生産性向上等の課題に対応し、基幹経営体等による農業生産を下支えする観点から、農作業を行う*農業支援サービス事業体の利用等を支援する。

*農業を担う者

認定農業者、認定新規就農者等の担い手や新たに就農しようとする青年等に限らず、①農業経営を営んでいる者、②雇用されて農業に従事している者、③新たに農業を始めようとする者、④委託を受けて農作業を行う事業を実施する者など、農産物の生産活動等に直接関わっている者

*農業支援サービス

農産物の流通・販売に係るサービス（代理販売や共同出荷等）以外で不特定の農業者等に対して対価を得て提供するサービス（例：ドローン散布等の作業受託やデータ分析、農業機械のシェアリング、農業現場への人材供給等）

2 豊川市が主体的に行う取組

- ・農業を担う者を幅広く確保するため、ホームページや各種 SNS、イベント等を活用して積極的に情報発信する。
- ・相談者が希望する居住地・耕作地や栽培作物などに関する多様な就農相談に対して、適切かつ一元的に対応できるよう、「新規就農希望者相談窓口」を設置し、普及指導員の資格を持った職員を相談員として配置し、農業委員会、県農業改良普及課、農業協同組合等と連携しながら、確実な新規就農者の確保・育成につなげる。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

市は、様々なニーズを持った新規就農希望者に対し、その後の就農が定着するよう、就農に必要となる情報の提供のほか、就農地の生活・住居等に関する情報の提供など、きめ細やかな相談対応等サポートを行う。

農業委員会は、農業を担う者からの農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。

農業協同組合は、農業を担う者に対する作物ごとの営農技術等の指導を可能な限り行うとともに、各種融資の相談をはじめ、経営支援や就農に関する相談に対応する。

また、必要に応じて農業機械の貸与等のサポートを行う。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

新規就農希望者の研修状況や農業を担う者の定着状況等を、関係者と連携して随時把握する。

新規就農希望者及び農業を担う者に関する個人情報の収集については、本人から承諾を得て、関係機関で情報共有し、確保及び育成に必要な助言・指導を行う。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標 その他の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積及び集約化に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェアの目標

第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積及び集約化に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェアの目標として示すと、次のとおりである。

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備 考
概ね80%	1 シェアの算定に当たっての分母とする農用地は耕地面積とする。 2 シェアの算定に当たっての分子とする農地は、認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準到達者及び集落営農経営が利用集積（自己所有、借入及び特定農作業受託）をしている面積とする。

- 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の集約化についての目標
- 効率的かつ安定的な農業経営における経営農地の面的集積の割合が高まるように農地中間管理機構による農地中間管理事業の各種事業を活用し、本市、農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び農用地利用改善団体による利用権の設定等や、人・農地プラン及び地域計画でまとめられた地区の方針の検証や改善を通じて、効率的かつ安定的に農業経営を営む者に対し、分散する農用地の集約化を促進する。

2 農用地の利用関係の改善に関する事項

農用地の利用の集積に関する目標等を達成するため、本市、農業委員会、農業協同組合、土地改良区等関係機関及び関係団体の役割分担と緊密な連携の下、今後、効率的かつ安定的な農業経営を目指す新規就農者を含めた地域の農用地の利用集積の対象者（農用地の受け手）の状況等に応じ、地域の地理的自然条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえた効率的かつ安定的な農業経営への農地の利用集積の取組を促進する。その際、本市は、関係機関及び関係団体とともに、こうした取組が効果的かつ計画的に展開されるよう、地域の農業者をはじめと

する関係者の合意の形成を図りつつ、年度ごとに、利用集積の進捗状況等を把握・検証し、必要に応じて改善を図る措置を講ずる。

なお、農用地の利用関係の改善を円滑に進める観点から、集落営農の組織化を促進する取組を行う際は、既存の認定農業者等の規模拡大努力の成果に十分配慮するものとする。この場合、両者の間で、農用地の利用集積に関して無用の混乱が生じないように、地域における話し合い活動の中で、十分な調整を行うこととする。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

本市は、愛知県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第5「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に則しつつ、本市の農業の地域特性である稲作、施設園芸、露地野菜、果樹を主体とした複合経営を中心とする農業生産の展開や高齢化、兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

本市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 農業者等による協議の場の設置
- ② 地域計画の区域の設定
- ③ 利用権の設定等 利用権設定等促進事業
- ④ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ⑤ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑥ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑦ 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成及び確保を促進する事業
- ⑧ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

更に、本市は、農用地利用改善団体に対して特定農業法人制度及び特定農業団体制度についての啓発に努め、必要に応じて、農用地利用改善団体が特定農業法人制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

以下、各個別事業ごとに述べる。

第5の2 農業者等による協議の場の設置

市、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区が連携を取り、定期または随時の地域の話し合いの場を設置する。

地域の話し合いの場は、水稻、露地、施設園芸など営農累計ごとにグループを分けて設置し、必要に応じ、目標地図の素案などを用いながら、現状や課題を踏まえた地域の農業の将来の在り方、農業上の利用が行われる農用地等の区域や保全等を進める区域の

確認、その他農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項等について協議する。

第5の3 地域計画の区域の設定

本市における地域計画の区域は、次のとおり15地区とする。

- (1) 豊川東部①
- (2) 豊川東部②
- (3) 豊川東部③
- (4) 豊川中部①
- (5) 豊川中部②
- (6) 豊川南部
- (7) 豊川西部
- (8) 一宮東部
- (9) 一宮西部
- (10) 一宮南部
- (11) 音羽
- (12) 御津北部
- (13) 御津南部
- (14) 小坂井東
- (15) 小坂井西

第5の4 利用権の設定等に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

- ① 耕作若しくは養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の(ア) から(ウ) までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあっては、(ア)、(エ) 及び(ウ) に掲げる要件のすべて）を備えること。

- (ア) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
- (イ) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。
- (ウ) その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められる

こと。

(エ) その者の農業経営に主として従事すると認められる農業従事者（農地所有適格法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。）がいるものとする。

(オ) 所有権の移転を受ける場合は、上記(ア) から(エ) までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情が有る場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することが認められること。

② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権の設定等の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの(ア)及び(イ)に掲げる要件（農地所有適格法人にあっては、(ア)に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、おおむね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

③ 農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 10 条第 2 項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第 11 条の 50 第 1 項第 1 号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 2 条第 3 項に規定する事業を行う農地中間管理機構、独立行政法人農業者年金基金法（平成 14 年法律第 127 号）附則第 6 条第 1 項第 2 号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合若しくは独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

④ 利用権の設定等を受けた後において耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農地所有適格法人、農地中間管理機構、農業協同組合その他農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）による改正前の農業経営基盤強化促進法施行令（昭和 55 年政令第 219 号）第 5 条で定める者を除く。）は、次に掲げるすべてを備えるものとする。

ア その者が、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とするこ

とが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ウ その者が、法人である場合にあっては、その法人の業務執行役員等（農地法第3条第3項第3号に規定する業務執行役員等をいう。）のうち1人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

- ⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第2条第3項第2号イからチまでに掲げる者に限る。）が、利用権の設定等の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合は、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権の設定等を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の「農用地利用集積計画（地域計画の策定される日まで又は2025年3月31日まで）及び農用地利用集積等促進計画」（以下、「農用地利用集積計画等」という。）において行われる場合に限るものとする。

- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

（2）利用権の設定等の内容

利用権の設定等の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転時期は、別紙2のとおりとする。

（3）開発を伴う場合の措置

- ① 本市は、開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画等の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。）から②のアからウの要件を判断するために必要な事項を記載した開発事業計画書を提出させる。

- ② 本市は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画等の手続きを進める。

ア 当該開発事業の実施が確実であること。

イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。

ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものとする。

(4) 農用地利用集積計画等の策定期間

- ① 本市は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画等を定める。
- ② 本市は、農用地利用集積計画等の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画等を定めるよう努めることとする。この場合において、当該農用地利用集積計画等は、現に定められている農用地利用集積計画等に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の 30 日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

(5) 要請及び申出

- ① 農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が整ったときは、本市に農用地利用集積計画等を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 本市の土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 52 条第 1 項又は第 89 条の 2 第 1 項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権の設定等の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画等に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画等に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ ②から③に定める申出を行う場合において、(4)の②の規定により定める農用地利用集積計画等の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了日の 90 日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画等の作成

- ① 本市は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画等を定める。
- ② 本市は、(5)の②から③の規定による土地改良区、農用地利用改善団体又は農業協同組合からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画等を定めるものとする。

③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が整ったときは、本市は、農用地利用集積計画等に定めることができる。

④ 本市は、農用地利用集積計画等において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（(1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

（７）農用地利用集積計画等の内容

農用地利用集積計画等においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、⑥のイに掲げる事項については、(1)の④に定める者がこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとする。

① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所

② ①に規定する者が利用権の設定等（(1)の④に定める者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。）を受ける土地の所在、地番、地目及び面積

③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所

④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払いの方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係

⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価及び（現物出資に伴い付与される持分を含む。）その支払い（持分の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係

⑥ ①に規定する者が(1)の④に規定する者である場合には、次に掲げる事項

ア その者が、賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件

イ その者が毎事業年度の終了後３月以内に、農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和 55 年農林水産省令第 34 号。以下「規則」という。）第 16 条の 2 で定め

るところにより、権利の取得を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について同意した市長に報告しなければならない旨

ウ その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するため、次に掲げる事項その他撤退した場合の混乱を防止するための事項

(ア) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者

(イ) 原状回復の費用の負担者

(ロ) 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め

(エ) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め

⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

本市は、農用地利用集積計画等の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者すべての同意を得る。

ただし、複数の共有に係る土地について利用権（その存続期間が5年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持ち分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。

(9) 公告

本市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画等を定めたとき又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画等を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画等の内容のうち(7)の①から⑥までに掲げる事項を本市の掲示板への掲示により公告する。

(10) 公告の効果

本市は、(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画等の定めるところによって利用権が設定され（若しくは移転し）又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権の設定等の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

(12) 農業委員会への報告

本市は、解除条件付きの賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた者からの農用地の利用状況の報告（規則第16条の2）があった場合は、その写しを農業委員会に提出するものとする。

(13) 紛争の処理

本市は、利用権の設定等の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(14) 農用地利用集積計画等の取消し等

①本市の長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告のあった農用地利用集積計画等の定めによるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)の④に規定する者(農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)による改正前の法(以下、「旧法」という。)第18条第2項第6号に規定する者)に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

ア その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務執行役員等(農地法第3条第3項第3号に規定する業務執行役員等をいう。)のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

② 本市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画等のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとする。

ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画等の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃借権又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③ 本市は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画等を取消した旨及び当該農用地利用集積計画等のうち取り消しに係る部分を本市の掲示板への掲示により公告する。

④ 本市が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取り消しに係る賃借権又は使用貸借が解除されたものとみなす。

⑤ 農業委員会は、②の規定による取消しがあった場合において、当該農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権設定等のあつせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地中間管理事業の活用を図るものとする。農業委員会は、所

有者がこれらの事業の実施に応じたときは、農地中間管理機構に連絡して協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。

第5の5 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

本市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～3集落）とするものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作物の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項について実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、農業経営基盤強化促進法の基本要綱（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知）参考様式第6－1号の認定申請書を本市に提出して、

農用地利用規程について、本市の認定を受けることができる。

- ② 本市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

- ③ 本市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を本市の掲示板への掲示により公告する。

- ④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況並びに将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成する観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第11条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

- ③ 本市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

ウ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）において、実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、農業上の利用の程度がその周辺地域における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、所有者（所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）に対し、当該特定農業法人に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる旨定められていること。

- ④ ②で規定する事項が定められている特定農用地利用規程で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第 12 条第 1 項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勧奨等

- ① (5)の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

- ② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 本市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。
- ② 本市は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、東三河農林水産事務所、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、豊川市農業担い手育成総合支援協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

第5の6 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

本市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に推進する上で必要な条件の整備を図る。

- ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため、農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
- エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、更には利用権の設定への移行の促進
- カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

第5の7 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

本市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るよう

に相談機能の一層の充実、就農塾や先進的な農業法人等での実践的研修、実習農場を利用した実践的研修、担い手としての女性の能力向上に向けた研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の状態等の改善に取り組むこととし、家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制、ヘルパー制度の導入とともに、法人化による利潤を追求した企業経営に類した企業経営体の育成、高齢者、非農家の労働力の活用システムを整備する。

第5の8 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

第1に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携体制を整備し、次の取組みを重点的に推進する。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

ア 受入環境の整備

愛知県東三河農業改良普及課、ひまわり農業協同組合などと連携しながら、就農相談会を開催し、就農希望者に対し、市での就農に向けた情報（研修先、空き農地に関する情報等）の提供を行う。また、市内の農業法人や先進農家等と連携して、研修などの受入れを行う。

イ 中長期的な取組

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来的に進路の選択肢の一つとなるように取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにする。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

ア 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

愛知県立農業大学校や愛知県東三河農業改良普及課、農業委員、農業経営士、ひまわり農業協同組合等と連携・協力して、研修や営農指導の時期・内容などの就農前後のフォローアップをしながら、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適正に行うことができる仕組みをつくる。

イ 就農初期段階での地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することがないように、人・農地プラン及び地域計画の作成・見直しの話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。

ウ 経営力の向上に向けた支援

愛知県東三河農業改良普及課が実施する新規就農者対象のセミナー等への参加や生産部会等への加入を推進し、栽培・飼養管理技術や経営管理技術の習得を支援する。

エ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の人・農地プラン及び地域計画との整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、新規就農者育成総合対策や青年等就農資金、農地利用効率化等支援交付金、担い手確保・経営強化支援事業等、国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

(3) 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談については東三河農起業支援センター（愛知県東三河農業改良普及課に設置）、生産や経営に関する知識・技術の習得については愛知県立農業大学校等、就農後の営農指導等フォローアップについては愛知県東三河農業改良普及課、農業協同組合組織、本市認定農業者や農業経営士、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

第5の9 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

本市は、第5の4から第5の8までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 本市は、強い農業づくり交付金や基盤整備事業等によって農村の活性化を図り、農村の健全な発展によって望ましい農業経営の育成に資するよう努める。

イ 本市は、地域水田農業ビジョンの実現に向けた積極的な取組によって、水稻作、転作を通ずる望ましい経営の育成を図ることとする。

ウ 本市は、地域農業の振興に関するその他施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるよう配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

本市は、豊川市農業担い手育成総合支援協議会の機能を活かし（農業委員会、愛知県東三河農業改良普及課、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、その他の関係団体と連携しつつ）、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、令和14年度に向けて第1、第3で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び農地利用集積円滑化団体は、それぞれが果たす役割の発揮を通じて農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、豊川市農業担い手育成総合支援協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、本市は、このような協力の推進に配慮する。

（３）人・農地プラン及び地域計画による担い手への農地集積・集約化の推進

本市は、農業委員会、農業協同組合、土地改良区等と連携して、地域での話し合いの結果に基づき、地域の農地集積の主体となる中心経営体や将来の農地の姿を定めた人・農地プラン及び地域計画により、地域の担い手への農地の集積・集約化を推進する。

（４）農地中間管理事業の推進

本市は、農地中間管理事業により、人・農地プラン及び地域計画に定められた担い手への農地集積を実践するため、地域全体で農地の集積・集約化が効率的かつ効果的な促進につながるように、農業委員会、農業協同組合等の関係機関と一体となって推進する。

（５）遊休農地の発生抑制及び再生

本市は、関係機関と連携して、農業経営基盤強化促進事業として掲げた事業を推進し、担い手への利用集積を進めることで遊休農地の発生を抑制するとともに、農業上の利用の増進を図る必要のある遊休農地についても、担い手への利用集積を基本に、効率的な利用を推進する。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

この基本構想は、平成7年3月31日から施行する。

この基本構想は、平成12年3月31日から施行する。

この基本構想は、平成19年3月23日から施行する。

この基本構想は、平成22年6月11日から施行する。

この基本構想は、平成24年3月30日から施行する。

この基本構想は、平成26年9月22日から施行する。

この基本構想は、平成28年12月27日から施行する。

この基本構想は、令和4年3月15日から施行する。

この基本構想は、令和5年9月25日から施行する。

別紙 1（第 5 の 2（1）⑥関係）

次に掲げる者が利用権の設定を受けた後において、旧法第 18 条第 2 項第 2 号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

- 1 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 298 条第 1 項の規定による地方開発事業団体以外の地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和 27 年政令第 445 号）第 2 条第 2 項第 1 号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第 2 条第 2 項第 3 号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）

(1)対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合	旧法第 18 条第 3 項第 2 号イに掲げる事項
(2)対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合	その土地を効率的に利用できると認められること。

- 2 農業協同組合法第 72 条の 10 第 1 項第 2 号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和 53 年法律第 36 号）第 93 条第 2 項第 2 号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）

(1)対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合	その土地を効率的利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。
(2)対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合	その土地を効率的に利用できると認められること。

- 3 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合	その土地を効率的に利用できると認められること。
------------------------------------	-------------------------

別紙２（第５の２（２）関係）

- 1 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間又は残存期間
1 存続期間は原則として３年（農業者年金制度関連の場合は１０年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。 ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて３年とすることが適当でないと認められる場合、その他特別の事情があると認められる場合には、３年と異なる存続期間とすることができる。 2 残存期間は移転される利用権の残存期間とする。 3 農用地利用集積計画等においては、利用権の設定等の実施により設定され又は移転される利用権の当事者が当該利用権の存続期間又は残存期間の中途における解約については、当事者双方の合意があった場合に認める。
②借賃の算定基準
1 農地については、農地法第５２条の規定により農業委員会が提供する地域の実勢を踏まえた借賃情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算出する。 2 採草放牧地については、その採草放牧地の近傍の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算出する。 3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の実産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。 4 借賃を金銭以外のもので定めようとする場合には、その借賃は、それを金銭に換算した額が、上記１から３までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。この場合において、その金銭以外のもので定められる換算方法については、「農地法の一部を改正する法律の施行について」（平成１３年３月１日付け１２経営第１１５３号農林水産事務次官通知）第６に留意しつつ定めるものとする。
③借賃の支払方法
1 借賃は、毎年農用地利用集積計画等に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。 2 １の支払は、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことによ

り、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。 3 借賃を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。
④有益費の償還
1 農用地利用集積計画等においては、利用権の設定等の実施により利用権の設定又は移転を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。 2 農用地利用集積計画等においては、利用権の設定等の実施により利用権の設定又は移転を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき市及び農業委員会が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。

Ⅱ 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間又は残存期間
1 存続期間は原則として3年（農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。 ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて3年とすることが適当でない認められる場合、その他特別の事情があると認められる場合には、3年と異なる存続期間とすることができる。 2 残存期間は移転される利用権の残存期間とする。 3 農用地利用集積計画等においては、利用権の設定等の実施により設定され又は移転される利用権の当事者が当該利用権の存続期間又は残存期間の中途における解約については、当事者双方の合意があった場合に認める。
②借賃の算定基準
1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。 2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似

する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。 3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の生産力の発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算出する。
③借賃の支払方法
1 借賃は、毎年農用地利用集積計画等に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。 2 1の支払は、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。 3 借賃を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。
④有益費の償還
1 農用地利用集積計画等においては、利用権の設定等の実施により利用権の設定又は移転を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。 2 農用地利用集積計画等においては、利用権の設定等の実施により利用権の設定又は移転を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき市及び農業委員会が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。

Ⅲ 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

①存続期間又は残存期間
1 存続期間は原則として3年（農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。 ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて3年とすることが適当でないと認められる場合、その他特別の事情があると認められる場合には、3年と異なる存続期間とすることができる。 2 残存期間は移転される利用権の残存期間とする。 3 農用地利用集積計画等においては、利用権の設定等の実施により設定され又は移転さ

れる利用権の当事者が当該利用権の存続期間又は残存期間の中途における解約については、当事者双方の合意があった場合に認める。
② 借賃の算定基準
1 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。 2 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。
③損益の決済方法
1 損益は、毎年農用地利用集積計画等に定める日までに当該年に係る損益の全額を一時に支払うものとする。 2 1の支払いは、委託者（損失がある場合には、受託者という。）の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、委託者の住所に持参して支払うものとする。 3 損益を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る損益の支払い等を履行するものとする。
④有益費の償還
1 農用地利用集積計画等においては、利用権の設定等の実施により利用権の設定又は移転を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。 2 農用地利用集積計画等においては、利用権の設定等の実施により利用権の設定又は移転を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき市及び農業委員会が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。

IV 所有権の移転を受ける場合

①対価の算定基準
土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者がその農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算出される額を基準とし、その生産力等を勘案して算出する。
②対価の支払い方法
農用地利用集積計画等に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が、所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込

むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。
③所有権の移転の時期
農用地利用集積計画等に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払が行われたときは、当該農用地利用集積計画等に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われなときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画等に基づく法律関係は失効するものとする。